

議案第116号

あきる野市道路占用料徴収条例及びあきる野市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（令和2年東京都条例第42号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市道路占用料徴収条例及びあきる野市立公園条例の一部を改正する条例

（あきる野市道路占用料徴収条例の一部改正）

第1条 あきる野市道路占用料徴収条例（平成7年あきる野市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「及び現に占有を継続するもので占有の期間の更新の場合においては、翌年度以降及び当該期間更新」を「においては、翌年度以降」に、「の4月30日まで又は期間更新」を「を4月30日までに徴収するものとし、現に占有を継続するもので占有の期間の更新の場合においては、当該期間の更新の占用料は、期間の更新」に改め、同条第2項中「及び」を「又は」に改める。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「1,480円」を「1,490円」に、「3,070円」を「3,080円」に、「2,120円」を「2,140円」に、「7円」を「8円」に、「1,290円」を「1,300円」に、「2,580円」を「2,610円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「110円」を「120円」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「2,240円」を「2,610円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「1,320円」を「1,400円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「2,240円」を「2,610円」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「2,120円」を「2,140円」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「2,000円」を「2,610円」に改める。

（あきる野市立公園条例の一部改正）

第2条 あきる野市立公園条例（平成11年あきる野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第16条中「該当した」を「該当する」に改める。

別表第 1 中

「

第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1, 4 8 0 円
第 2 種電柱		2, 2 8 0 円
第 3 種電柱		3, 0 7 0 円
第 1 種電話柱		1, 3 2 0 円
第 2 種電話柱		2, 1 2 0 円
第 3 種電話柱		2, 9 1 0 円
その他の柱類		1 3 0 円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル につき 1 年	1 3 円
地下電線その他地下に設ける線類		7 円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	2, 5 8 0 円

」

を

「

電柱、電線、 変圧塔その他 これらに類す るもの	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1, 4 9 0 円
	第 2 種電柱		2, 2 8 0 円
	第 3 種電柱		3, 0 8 0 円
	第 1 種電話柱		1, 3 2 0 円
	第 2 種電話柱		2, 1 4 0 円
	第 3 種電話柱		2, 9 1 0 円
	その他の柱類		1 3 0 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル につき 1 年	1 3 円
	地下電線その他地下に設ける線類		8 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	2, 6 1 0 円

」

に、同表水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中「1 1 0 円」を「1 2 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。